

熊本市から国への要望書等

- ・ 予期せぬ妊娠で悩む人々への十分な対応を図る体制整備に関する指定都市市長会
要請
- ・ 令和 4 年度（2022 年度）の重点施策に関する要望 「こうのとりのゆりかご」へ
の国の積極的な関与及びいわゆる内密出産についての法整備等

予期せぬ妊娠で悩む人々への十分な対応を図る体制整備 に関する指定都市市長会要請

熊本市の民間病院（以下「当該病院」という。）が平成１９年度に開設した、匿名で子どもを預け入れることができる、こうのとりのゆりかご（以下「ゆりかご」という。）には、令和元年度までの１３年間に全国から１５５人（うち熊本県外１０６人）の子どもが預け入れられている。また、当該病院には、妊娠に関する悩み相談が、令和元年度だけでも６，５８９件（うち熊本県外３，９４５件）寄せられている。このことは、予期せぬ妊娠など、様々な事情を抱え、差し迫った状況に置かれている人々が全国に多数存在していることを示している。

ゆりかごは、遺棄された新生児の命を救いたいという思いから設置されたものであるが、ゆりかごへの預け入れを前提とした自宅出産や長距離移動等により、母子の生命が危険にさらされるという課題は未だ解消されていない。これまでのゆりかごへの預け入れは、自宅出産が５０％、熊本県外からの長距離移動が６８％（不明３７件を除く）となっており、母子の生命の安全が懸念される状況にある。

また、令和元年度に当該病院に寄せられた相談についても、熊本県外からの相談が６０％を占めており、相談時間帯については、１７時から翌朝９時までの夜間早朝相談が５６％となるなど、全国から昼夜を問わず相談が寄せられている状況にある。

ゆりかごに係る事例において、事前の相談により預け入れを回避できた例もあることから、妊娠に悩む人々に適切な支援を行うために、指定都市をはじめとした全国の地方自治体における相談・支援体制の更なる充実を図っていかねばならない。

また、改正児童福祉法では、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもを権利の主体と捉え、その最善の利益を優先すべきことがより明確化された。しかし、この改正法の趣旨を踏まえると、匿名で預け入れることのできるゆりかごには、その後の養育において様々な支障が生じることや、子どもの出自を知

る権利が損なわれること等、児童の最善の利益の観点から懸念がある。今後は、生まれてくる子どもの権利を保護しながら、いかに妊娠で悩む人々を救済していくか、双方の利益を考慮しながら適切な社会制度を構築していく必要がある。

ゆりかごの検証を行うために熊本県及び熊本市が設置した専門部会においても、検証報告書において、国に対し内密出産制度を早急に検討するよう要望しており、新たな法の整備を含め、あるべき制度の姿を検討していく必要がある。

指定都市市長会として、これまで国に対し、予期せぬ妊娠で悩む人々の救済と生まれてくる子どもの権利の両立を図るため、ドイツにおいて内密出産制度が導入されたように、我が国においても法整備を検討いただきたい旨の要望を行ってきたところである。

そのような中、令和元年11月21日に当該病院が、匿名妊婦の受け入れを報道機関へ表明し、当該病院が考える内密出産がいつ開始されてもおかしくない状況となっている。

しかしながら、当該病院が考える内密出産は、現行法において適法と判断するのか、そもそも児童の権利に関する条約に謳われている子どもの出自を知る権利が十分保障されていると判断するのか等の課題がある。

予期せぬ妊娠に関する様々な課題は、一地方自治体・一民間病院で解決できるものではなく、国の責任において検討されるべき課題であり、これらの課題解消に向けた更なる体制整備を早急に進める必要がある。

日本の社会において、妊娠や出産に係る全ての悩みが解消され、全ての子どもたちに祝福された生を与えられるよう、国の責務において次の事項を早期に実現するよう、指定都市市長会として強く要請する。

- 1 全国からの相談や預け入れが昼夜を問わず行われていることを踏まえ、予期せぬ妊娠で悩む人々が相談しやすいよう、24時間365日対応の電話及びメール等相談窓口を国において整備し、その周知を行うこと。
- 2 指定都市をはじめとした地方自治体において、妊娠や出産に関する相談体制の整備・強化に向けた積極的な取り組みを推進することができるよう、相談体制の整備及び人材育成にかかる経費など十分な財政的支援を行うこと。

- 3 予期せぬ妊娠で悩む人々の救済と生まれてくる子どもの権利の両立が図られるよう、現場の実情を踏まえ、我が国に適した制度の在り方について、内密出産制度等の法整備も含めた検討を急ぐとともに、協議の場を設置することを求める。

令和３年５月１７日
指定都市市長会

「こうのとりのゆりかご」への国の積極的な関与及び いわゆる内密出産についての法整備等

【厚生労働省】

提案・要望内容

- 1 国において、この14年間で明らかとなった「こうのとりのゆりかご」が抱える課題の把握・検証を行っていただき、その上で、「こうのとりのゆりかご」自体の評価を行っていただきたい。
- 2 予期せぬ妊娠で悩む人々の救済と生まれる子どもの権利の両立が図られるよう、現場の実情を踏まえ、我が国に適した制度の在り方について、内密出産制度等の法整備も含めた検討を急ぐとともに、協議の場を設置していただきたい。
- 3 全国からの相談や預け入れが昼夜行われていることを踏まえ、予期せぬ妊娠・出産で悩む人々が相談しやすい24時間365日対応の相談窓口を国において整備し、その周知を図っていただきたい。

現 状

- 熊本市の民間病院（以下「当該病院」という。）が設置した「こうのとりのゆりかご」には、平成19年度（2007年度）から令和元年度（2019年度）までの13年間に全国から155人の子どもが預けられている。また、令和元年度（2019年度）の全国から当該病院に寄せられた妊娠に関する悩み相談は6,589件となっている。
- これらは、予期せぬ妊娠など様々な事情を抱え、差し迫った状況に置かれている人々が多数存在していることを示している。
- 国におかれては、平成30年度（2018年度）に「妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法・制度に関する調査研究」に取り組まれた

ほか、令和2年度（2020年度）も引き続き調査研究に取り組まれている。また、予期せぬ妊娠等に関する支援として、女性健康支援センター事業や若年妊婦等支援事業の経費の補助に取り組まれている。

課 題

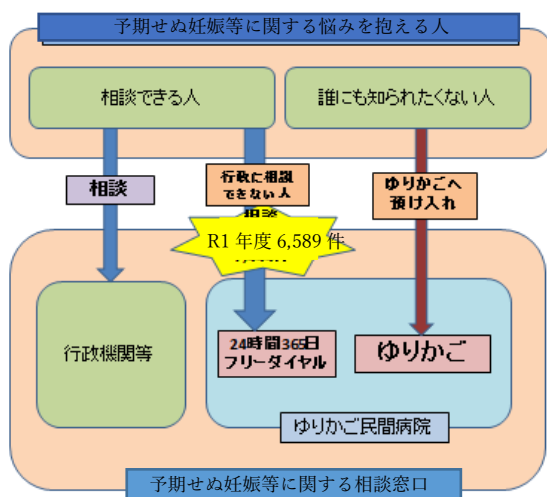
- 「このとりのゆりかご」への預け入れを前提とした自宅出産（孤立出産）や長距離移動等による母子の生命の危険性、障がいのある子どもの預け入れ等の課題は解消されていない。
- 子どもを権利の主体と捉える児童福祉法の趣旨を踏まえると、「このとりのゆりかご」に匿名で預け入れられることにより、子どもの出自を知る権利が損なわれることなどの懸念がある中、子どもの権利と妊娠で悩む人々の、双方の利益を考量しながら適切な社会制度を構築する必要がある。
- 当該病院が匿名妊婦の受入を報道機関へ表明し、当該病院が考える内密出産がいつ開始されてもおかしくない状況となっている。本市としても、予期せぬ妊娠で悩む方への支援は、母子の生命身体を守るために極めて重要であると考えており、当該病院の切実な想いも理解するところである。
しかしながら、当該病院が考える内密出産には、児童の権利に関する条約に謳われている子どもの出自を知る権利が十分保障されていると判断しうるのか等の課題がある。
- 予期せぬ妊娠に関する様々な課題は、一地方公共団体・一民間病院で解決できるものではなく、国の責任において検討されるべき課題であり、これらの課題解消に向けた更なる体制整備を早急に進める必要がある。

参考1 妊娠に関する相談窓口体制の整備

妊娠に関する悩みを誰にも知られたくない人は、身近な相談窓口を避けたいという思いがあるため、国による相談窓口の設置は、誰にも知られたくない人を相談につなげる効果が期待できる。

また、24時間365日の対応を行うことで、誰でも相談しやすい体制作りが可能となる。

●現在の相談体制



●国による相談窓口設置後の体制（イメージ）

